

令和2年7月29日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書  
「低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について」（令和2年7月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 低金利の状況下における政府出資法人の業務及び財務の状況について

## ＜検査の状況の概要及び所見＞

## 1 検査対象法人における資金調達及び資金運用の状況について

検査対象法人の資金調達利回りはおおむね低下傾向にある。検査対象法人のうち長期運用法人以外の法人の資金運用利回りはおおむね低下傾向にあるのに対して、長期運用法人の資金運用利回りは年度によって大きく変動している。

## 2 低金利による検査対象法人の業務及び財務への影響について

新規の貸付けをしている融資法人の貸付金残高は減少しているものもあれば増加しているものもある。債務の削減が求められているインフラ法人の債務残高等は減少傾向となっている。運用益型基金等を設置している法人の基金等に係る資金運用収益額は年々減少していた。

## 3 低金利の状況下における国の財政支援の状況について

検査対象法人が発行した政府保証債の中には発行時の利回りがマイナスとなっているものもあるなど、検査対象法人は、民間金融機関に比べて有利な条件で資金を調達できていた。

## 4 将来の金利の変動に対する対応等の状況について

(1) 金利リスクを負っている12融資法人は、資産及び負債の総合的な管理であるALMを行っている。そして、沖縄振興開発金融公庫は、ALMにおいて計測する指標のうち、デュレーション・ギャップ（資産と負債の平均残存期間の差）が平成30年度末において1.6年となっていた。

所見:金利リスクを負っている融資法人は、引き続きALMを適切に行うなどして、金利リスクについて適切な管理を行っていくこと。特に、デュレーション・ギャップが大きく、その縮小を図る必要があると自ら認識している沖縄振興開発金融公庫は、引き続き縮小に向けた取組を進めていくこと

(2) 住宅金融支援機構において、金利水準が低位安定して、26年度以降、金利スワップ取引に関して通常想定される範囲の損失を超える異常損失が新たに計上されていない中、異常損失に対応するための政府出資金344億円を財源とする金利変動準備基金の必要性が低下していた。

所見:住宅金融支援機構は、必要と見込まれる準備基金の額を改めて算定し、必要額を超えていると認められる額については、国庫に納付することなどを検討すること。また、同機構を所管する国土交通省は、必要に応じて準備基金の在り方等について検討すること